

# ジェンダー、移民、NGO——シンガポールの政治変動

田村慶子

## はじめに

東南アジアの小さな都市国家シンガポールの社会は、近年少しずつ変わり始めている。数年前までのシンガポールの「代名詞」は、与党人民行動党 (People's Action Party: PAP) の権威主義的な一党支配下での急激な経済成長と、抑圧された市民社会だったと言っても過言ではないだろう。初代首相リー・クアンユー (Lee Kuan Yew: 一九九〇年まで首相、その後も上級相、顧問相として二〇一一年五月まで内閣に留まり、大きな影響力を行使した) は、「我々は何が正しいのか決める。国民がどう思うのか気にする必要はない」(The Straits Times, 以下 ST, 1987. 4. 20) と豪

語し、常にPAPは正しく、そのPAP一党支配ゆえにシンガポールの安定と繁栄が達成されたことを誇ってきた。実際、PAPは一九六八年から八一年まで国会の全議席を占め、経済発展と社会の「安定」の実績によって、「PAPはPeace and Prosperity」と自らを誇り、八〇年代から九〇年代は一時支持率を落としたものの、二〇〇一年総選挙では七五・三%まで支持率を回復させていた。だが、二〇一一年五月の総選挙での支持率は独立後最低の六〇・一%となり、野党はこれまでで最高の六議席(全八七議席)を獲得した。選挙戦終盤に与党の苦戦が伝えられると、リー初代首相の長男リー・シエンロン (Lee Hsien Loong) 現首相が、近年の与党の政策の誤りを認めて謝罪するという、前代未聞の出来事まで起こった(田村二〇一三:四五)。

PAPの得票率を史上最低にまで下落させ、首相に政策の誤りを謝罪させるほどの変化は、何によってもたらされたのか。本稿では、長い間沈黙してきた市民社会の活性化に注目して、シンガポールの政治変動を論じてみたい。

## I 低調なNGO活動

シンガポールでは国民がPAPの権威主義的な統治に反対したり、言論の自由などの民主化を求めて組織的な運動を起こしたという歴史は、いまだほとんど皆無である。経済発展とそれによる豊かさの実現は、自由民主主義を不可避的にもたらずものではないことを、この国の事例は物語っている。では、市民社会はなぜ沈黙してきたのだろうか。

### 1 「恐れ」の文化

市民社会が沈黙してきた最大の要因は、政府与党が国民の政治活動を徹底的に規制し、管理してきたからである。それはこの国のNGOに対する規制に顕著にあらわれている。シンガポールの憲法は国民の集会や結社の自由を保障しているものの、社会団体法によって一〇人以上のメンバーを有する団体には登録が義務づけられ、登録官は団体が治安

を乱したり、当初の目的から逸脱する行為を行っているとみなした場合は、登録を取り消す権利を持っている。さらに、団体には毎年の活動と財政報告が義務付けられている。

もともと、国民の間には社会福祉活動への関心は高まりつつあり、一九八〇年代から奉仕活動を行うNGOは増えた。しかし、行政の監視や政府に対するアドボカシー活動をするNGOはまれであった。権威主義的な統治の下で個人の自由な政治活動は極端に制限されてきただけでなく、政府は政党という公認の政治組織以外の団体が政治活動をすることに寛容ではないからである。「公の政策はすべて政府の管轄である。国民の生活に何の答えも出せない者の領域ではない」という理由で、各種団体だけでなく著名人の政治的な発言も厳しくチェックされている(田村二〇〇四・二一九―二三二)。

このような徹底的な規制に加えて、一九八七年に治安維持法(「危険分子」を無期限に拘束・逮捕できる)によって二二人もの人々が逮捕されたことは、市民社会を完全に萎えさせた。逮捕されたのは、未熟練外国人労働者のために人権救済センターを設立して、労働者の法律相談に応じたが、英語を教えたりしていた教会関係者や弁護士であったが、政府は彼らが「マルクス主義的国家転覆計画」を実行していると断定し、活動の拠点となっていたカトリック教会は閉鎖、外国人宣教師は追放された(田村二〇〇二・一

二二)。治安維持法によって、一九六〇年代と七〇年代は多くの「共産主義者」が拘束されたが、「共産主義」とは無関係の人権活動家や弁護士が拘束・逮捕されるというこの事件によって、「恐れ文化」が社会に根付き、国民を政治から遠ざけることになったと言われる (Yeo 2007)。

## 2 政治システムに恭順な人々

表は二〇一一年のシンガポール人（二五歳以上）の職業分布、およびそれぞれの分布のなかで月収が五〇〇〇シンガポールドル（Sドル）を超える比率を示している。全シンガポール人労働者の平均月収が約三〇〇〇Sドルであるから、経営・管理職や専門・技術職の所得がいかに高いかがうかがえる。

このような人々は、政府が一九七九年から開始した産業構造の高度化政策によって生成された。それまでの労働集約的な低付加価値産業をシンガポールから撤退させ、資本・知識集約的な高付加価値産業を誘致したのである。この経済政策の転換に伴って熟練労働者の育成が図られ、高等教育機関は毎年大幅に拡充された。大学とポリテクニク（高等専門学校）など高等教育機関修了者は、一九九〇年の一五％から二〇一一年の四六・五％（Singapore Yearbook of Statistics 各年版）へと急増した。高等教育機

表 職業分布と高額所得者の割合 (2011年)

職業	人口比率 (%)	月収5000Sドル以上 (%)
経営・管理	17.8	62.8
専門・技術	34.4	30.8
事務・販売	24.6	2.3
生産工程	12.7	1.7
清掃関連他	10.8	0.4

(出所) Report of Economic Survey of Singapore 2011より算出。  
[http://www.mom.gov.sg/Documents/statistics-publications/manpower-supply/report-labour-2011/mrsd\\_2011LabourForce.pdf](http://www.mom.gov.sg/Documents/statistics-publications/manpower-supply/report-labour-2011/mrsd_2011LabourForce.pdf) (2012年6月20日参照)

関のなかでも大学の学位があれば、高い給与と社会的地位の高い職業がほぼ約束される。二〇一一年の大卒者の平均初任給は、学部によって異なるが約三一五〇〜五〇〇〇Sドル (ST, 2012: 5, 13) と、初任給の段階で全労働者の平均月収を越えている。

また、国民の八二％は政府公団に住んでいるが、月収約一万Sドル以上の高額所得者は公団に住むことができないため、コンドミニウムや一戸建てを購入する。高額所得者の増加によって、豪華な邸宅や最新のデザインのコンドミニウムの売り上げは好調である。

豊かになった人々の圧倒的多数は、個人の努力で高い学歴を得て、専門職、政府系や外資系企業の管理職、高級官僚になれば、高額所得が約束され、豪華な住宅に住めるのだから、政府与党の統治も悪くないと考えている。PAP

一党支配の下で自由な政治批判や政治活動は困難ゆえに、自分たちに残された道は政治を回避して政府が認める範囲内で行動して豊かになることであろう。PAP一党支配は、このような政治システムに恭順な人々の意識と行動にも支えられている(田村二〇一三・四七―四八)。

## II 変革を求めて立ち上がった人々

### 1 AWARE——ジェンダーの主流化

一九八〇年代のこのような閉塞的な状況のなかでも、変革を訴えて立ち上がった少数の人々も存在した。八五年に結成された行動と研究のための女性協会 (Association of Women for Action and Research: AWARE) で、結成の直接のきっかけは八三年に政府が打ち出した高学歴女性の多産奨励策であった。政府は、低下する一方の出生率、とりわけ高学歴女性の低出生率(一九八〇年で既婚女性全体では三・四、大卒既婚女性は一・六)を懸念して、高学歴女性には多産を奨励し、低学歴女性には二人産んだ後に避妊を奨励するという政策を発表したのである。この政策に反対して立ち上がった女性たちは、①すべての分野におけ

る女性の参加と意識の向上、②男女平等の達成、を掲げて、AWAREを立ち上げた。高学歴女性の多産奨励策は彼女らを含む多くの国民の激しい批判を受けて、八五年に廃止された。

AWAREの活動は、その目的が達成されるための独自の調査・研究活動から、女性の社会教育、職業訓練、セミナーや講演会の主催、電話相談など多岐にわたり、それらは機関誌(AWARENESS)で紹介される。AWAREが大きな注目を集めたのは、政府の女性差別的政策に対して、綿密な調査に基づくデータを提示しながら反対の陣を張り、政策の転換を迫ったからである。

たとえば、当時、「家長の男性が家族を養うのがアジアの伝統」であるとして、女性公務員の扶養家族は免税措置や医療費優遇が受けられず、シンガポール人女性と結婚した外国人夫や子ども市民権取得はほとんど不可能(その逆は自動的に認められていた)、また、「女性は結婚すると仕事を辞める」という理由で、シンガポール国立大学医学部の女性入学者比率は低く抑えられていた。AWAREは、一九九五年の機関誌に「アジアの伝統的家族とは何か」という特集を行い、移民社会であったシンガポールでは男性どうしの「結婚」が稀ではなかったことや、長い間核家族が一般的であったことをあげて、「政府がいうアジアの伝統とは決してアジア固有のものではない」と反論

し、外国人夫の市民権が認められないために国外に去る女性性が後を絶たないこと、ほとんどの女性医師が結婚後も仕事を続けているというデータを示して、シンガポール国立大学医学部の女性入学者クォータ制を批判した(AWARENESS, May 1995)。さらに、深刻な家庭内暴力の事例を示し、政府がもっとこの問題に目を向けるよう迫った(AWARENESS, May 1993)。

AWARENESSは一九八〇年代後半から九〇年代を通してほぼ唯一活発な活動を行ったNGOで、国内はもちろん国際的な評価もとても高い。政府がAWARENESSの活動を容認したのは、シンガポールが抑圧的な政治を行っているのではない「証拠」を世界に示すことができるからであつたろう。もっとも、AWARENESSは自由に活動できたわけではなく、一九八七年の「マルクス主義的国家転覆計画」容疑の逮捕者のなかにはAWARENESS会員が三人含まれていたし、当時の中心メンバーは、「誰かに尾行され、電話は盗聴されているようだった」、また家庭内暴力問題を提起したときには、「シンガポールのイメージを悪くし、観光客を遠ざける」という理由で政府に自重を求められた、と回想している(Singam 2013: 183, 188)。活動は、政治的発言を避けて「政府が許容できるギリギリの範囲」で行わざるをえなかった。

ただ、一九九〇年代になると、政府はAWARENESSの活動

を容認するだけでなく、その要求を受け入れて次々と政策転換を行うようになった。それは、ジェンダー問題に関する国際的な関心の高まりによって、シンガポール政府は女性差別的な政策を変更せざるをえなくなったこと、また、労働力の不足によって既婚女性の労働力化を進める必要に迫られたためである。政府はAWARENESS会長や会長経験者を任命議員として国会に招請するようになった。任命議員とは、優秀な人物を社会各層から広く確保するために、国会が議員を直接指名するという制度で、任期は二年(再任あり)、人数は六名以内(二〇一〇年には九名に増加)である。ただ、任命議員には憲法改正や予算案に対する投票権はない。任命議員となったAWARENESS会長経験者は、男性議員からの野次や嘲笑をもとめせず、「野党以上の迫力で政府に迫った」(Asiaweek, 1996: 12, 13)と言われている。

外国人夫の市民権やシンガポール国立大学医学部女性入学者クォータ制、女性公務員の扶養家族問題の解決に加え、AWARENESSの要求によってそれまでは女子学生のみが必修であった小中学校の家庭科が男女共通科目となった。

## 2 TWC2——外国人家事労働者の権利獲得

二〇〇三年、外国人家事労働者(すべて女性)の待遇改

善、法的保護、社会福祉施設の充実と男女の性的役割分担意識を変えることで、家事労働者に依存しない社会を創ることを掲げたNGOとして、TWC2 (Transient Workers Count 2) が結成された。外国人労働者問題は、一九八七年以来一五年ぶりで市民社会の議題になったのである。TWC2は一九九九年に、市民社会を考える討論グループTWC (The Working Committee of Civil Society) に集った人々によって結成され、その精神を引き継ぐという意味で2を付けた (Ge & Ho 2006)。なお、AWAREが女性NGOであるにもかかわらず、外国人家事労働者の問題に消極的であったのは、八七年の「記憶」と、AWARE会員の多くが家事労働者の雇用主でもあったために、会員内部の対立を避けるためであった (Tan 2007: 205)。

シンガポールでは当時約一五万人の家事労働者が働いていたが、仕事の内容は各家庭によって異なるという理由で雇用法は適用されず、仕事や時間、賃金などは雇用主と個別に契約を結んでいた。さらに「住み込み」が原則で、食事や医療費など家事労働者の生活にかかわることすべては雇用主が提供するため、彼女らの立場は弱い。このような状況は身体的・性的虐待を生みやすくし、二〇〇一年で「九日に一件の割合で虐待が起(こ)る」(ST, 2002: 72)と報告されていた。

TWC2は、雇用主と家事労働者のよりよい関係構築を

めざすための小冊子の作成、家事労働者や斡旋業者、政府関係者を招いてのセミナーや討論会の開催に加えて、「日曜を休日」を掲げたキャンペーンや啓発活動を、AWAREなどいくつかの女性団体と協力して行った。さらに、家事労働者の仕事や賃金に最低基準を設けることを盛り込んだ「家事労働者法」草案を発表するなどして、大きな注目を集めた (田村二〇〇八・二六一―二六二)。

政府はTWC2のNGOとしての登録許可審査に一年余もかけるなど、当初はTWC2の活動を警戒していたようであったが、TWC2が設けた外国人労働者緊急ホットラインに政府系財団が補助金を出すなどその活動に協力しはじめ、さらに斡旋業者への監視や、雇用主にオリエンテーション受講を義務付けるという、TWC2がこれまで要求してきたことを取り入れた。政府のこのような協力的な姿勢は、TWC2の活動が国民に高く評価されたことに加え、家事労働者の処遇改善を送り出し国が強く要求するようになり、処遇の問題は国際問題になりうること、最大の送り出し国インドネシアで順調な経済発展が続いて雇用機会が改善されているために、家事労働者を確保できなくなる可能性が出てきたためである。二〇〇六年には家事労働者と雇用主の契約には最低基準を設けることになり、休日や長期休暇を与えることなどが決定した。

### Ⅲ 政治変動のきざし

#### 1 政治意識の変化

変革を求めて立ち上がったAWAREやTWC2の活動は市民社会を刺激し、わずかに残っていた干潟の保全活動を行って注目された自然保護団体ネーチャー・ソサイエティなど、他のNGOを生み出す原動力となった。では、これらNGOの活発な活動は国民一般の政治意識を変えたのだろうか。

政府のシンクタンクである政策研究所は、有権者（二一歳以上）一〇九二人を対象に二〇一〇年七月から一〇月にかけて政治意識に関する調査を行い、その結果を翌二〇一一年五月末に公表した（Tan et al. 2011）。研究所の研究者と社会学者が民間の調査会社の協力を得て行ったこの調査は、世代別・教育程度別の政治意識について興味深い結果を示した。

まず、「言論の自由よりも経済発展を優先する」という項目に「強く賛成・賛成」と答えたのは、調査対象者全体で七〇・一％に上るものの、二一〜三九歳で「強く賛成・

賛成」したのは六一・三％、六〇歳以上では七五・三％と、若い層の方が比較的言論の自由を重んじていることが分かる。さらに、高等教育を受けた層の方が言論の自由を重んじている。また、対象者全体の七三・二％が「自分の考えで政府を動かせる強い指導者が必要」という項目に、「強く賛成・賛成」と答えた。ただ、これを年齢別に見ると、若い層ほど「強く賛成・賛成」する比率は下がり、二一〜三九歳では六六・七％であった。

一方、「公然と政府を批判する自由がもつと与えられるべき」という項目に対しては、全体の五〇・一％が「強く賛成・賛成」し、「政府のマスメディアへの規制は強すぎる」「マスメディアの政治や政党、選挙の報道は偏向している」という項目には、それぞれ五六・二％、四八％が「強く賛成・賛成」している。

この調査結果からは、若い層および高い教育を受けた層の方が言論の自由を重んじ、PAPの権威主義的な統治よりも民主主義的な政治を求めていること、またこの層を含めて全体の半数が言論空間の拡大を求めていることが分かる。「我々は何が正しいのか決める。国民がどう思うのか気にする必要はない」というリー元首相の考えに反発する人々が確実に増えていると言えよう。ただ、年齢や教育程度に関係なく、調査対象者の半分以上が言論の自由よりも経済発展を優先し、強い指導者を求めていることは、政治

システムに恭順な人々がいまだに多数であることを示しているよう。

## 2 二〇一一年五月総選挙

独立以来一回目となる二〇一一年五月の総選挙では、冒頭で述べたようにPAPの得票率は史上最低の六〇・一％となり、野党はこれまでで最高の六議席を獲得した。得票率が六〇％余であっても議席のほとんどを獲得できるのは、与党有利の選挙制度ゆえである。

選挙区は一人区とグループ選挙区(Group Representation Constituency: GRC) によって構成される。与党有利となるのは、前回選挙で野党の得票が伸びた区は次回選挙の選挙区割りたびたび統合・分割されてしまうこと、さらに華人に偏っていた国会議員の民族比率是正のために導入されたGRCである。GRCとは、数人が一つのチームを作って立候補し、有権者はそのチームに投票する。一つのチームには必ずマイノリティのインド系やマレー系を入れなければならない。ただ、政府与党は各チームに必ず現職の大臣を入れ、大臣が選挙運動の中心を担うという戦術を取る。こうすれば、有権者は名前の知られている大臣のチームに投票すると予想されるからである。さらに、ただでさえ人材の乏しい野党は多くの候補者をそろえるのが大

変で、GRC区のいくつかは常に与党の不戦勝になる。GRCは一九八八年には三人チーム区が二三設けられただけであったが、総選挙のたびに増加し、二〇一一年では四人チーム区二、五人チーム区一一、六人チーム区二となり、GRCだけで七五議席であった。

しかし二〇一一年総選挙では、PAPは初めてGRC五人チーム区で敗北して一挙に五議席を失った(野党はこのGRC区と一人区一議席を獲得)。続いて、二〇一三年七月の補欠選挙でも、PAPは敗北、野党の議席は七となった。PAPの低落傾向は明らかである。

二〇一一年総選挙の大きな争点の一つが外国人問題であったことも、若い有権者に野党を選択させた理由であった。二〇〇二年からの一〇年間で、外国人(労働者とその家族、留学生や研修生)は七五万四〇〇〇人から二三五万人に急増、人口に占める外国人の割合は二〇一二年には二八％にまで達した。以前はシンガポール人とはあまり競合しない肉体力労働者やTWC2が支援の対象とした家事労働者、一部の高度技能者が中心であったが、二〇〇四年から中級技術者やサービス産業の中間管理職従事者をはじめとして、あらゆるレベルの外国人を受け入れるようになり、雇用をめぐってシンガポール人との競合が増えた。同時に、外国人も永住権を持てば中古の公団を購入できるため、公団が不足してその価格が上がり、また民間のコンドミニア

ムや一戸建て価格も高騰した。土地が狭く、娯楽の少ないシンガポールでは、多くの国民の夢はコンドミニアムや一戸建てに住むことであるが、これらが高額所得者以外の一一般国民には手が届かないような価格になったのである。

総選挙の特色は、第一に、二一〜三四歳の有権者が全体の二五%を超えるという若い有権者が多かったこと、第二に、ニューメディアと呼ばれるフェイスブックやツイッターの使用が選挙期間中に認められたために、既成メディアでは普段は報道されない野党の動向が大々的にニューメディアを通して流れたことであろう。シンガポールが貧しかった時代を知らず、高い教育を受けて(二〇一一年の統計によれば、二五〜三四歳の八八%が中等教育修了以上の学歴を持つ)ニューメディアを自在に操れる彼ら・彼女らのなかには、政策研究所の政治意識調査が示したように、言論の自由を重んじ、PAPの権威主義的な統治よりも民主主義的な政治を求めた者も多かったはずである。また、これから結婚して家庭を持つという若い有権者には、外国人との熾烈な競争いや不動産価格の高騰は深刻な問題である。高い教育を受けてもそれに見合う職や住宅が見つからないことへの不満と焦りは、政府与党への批判票となった。

第三には、それを実現するために、多くの高い学歴と高い社会的地位を持つ、これまでならPAPから立候補したような「華やかな」人々が野党候補者として選挙に立った

ことである。「華やかな」野党候補者のなかには、ハーバード大学やオックスフォード大学などで学んだ著名な国際弁護士や、元シンガポール国軍大佐のほか、中等教育修了時の成績優秀者に与えられる政府奨学金によって海外の一流大学で学位を取得し、帰国後の一定期間政府に勤務した元上級公務員もいた(Tan & Lee 2011: 6790)。たとえば、その一人であるタン・ジーセイ(Tan Jee Say)はオックスフォード大学卒業後に一一年間政府に勤務し、そのうち五年間はゴークトクソン(Goh Chok Tong)第二代首相の第一秘書を務めた。なお、選挙戦期間中にゴーク首相が、「タンは事務次官に昇進するような資質を有していなかった」(Tan 2011: 5)と元第一秘書を貶める発言をし、有権者は、「野党議員は邪魔なもの」としか見なさないPAPの旧態依然とした態度を再確認した。

### 3 活発化する市民社会

総選挙直後、首相は、不動産の急激な値上がりを調整できなかったとして、国家開発相など三人の大臣を解任し、また外国人の大量受け入れを見直し始めた。さらに、父クアンユーとゴークという二人の首相経験者を閣僚から退かせるなど、一九人の閣僚中七人を交代させた。「刷新」のイメージを国民に持たせるためである。政府のこのような姿

勢を見て、これまでにない譲歩を引き出せると感じた国民、とくに教育を受けた若い層のなかから、抑圧的な政策に真っ向から反対するような運動が起こり始めた。また、移民への反発をきっかけに、国民の連帯を促すユニークな運動が起こった。総選挙後の注目すべき動きを述べたい。

### 土地収用法への異議申し立て

#### ——ブキット・ブラウン墓地保存運動

土地収用法とは、政府が公共公益目的の事業に必要な土地を容易に取得し、立ち退きに伴う補償額も政府が定めることを可能にした法律で、権威主義的統治の根幹をなす重要な法と言える。住民は政府の土地収用の決定に異議を唱えることは不可能で、収用の補償額のみ裁判に持ち込むことができる（一審のみ）とされた。この強制的な土地収用によって、国有地は一九六八年の二六・一％から二〇一二年には八七％になったと推定され、工業地帯や公団の建設が短期間に進んだ。人々は住み慣れた場所から公団へ、さらに政府が公団の取り壊しを決めると、別の公団に移転させられてきた。墓地もまた強制移転の対象となり、生者も死者も狭い国土の有効利用のために強制移転させられてきたのである。

東京ドームの約一八倍の面積を持つ墓地ブキット・ブラウン (Bukit Brown) は、中国以外では世界最大の華人墓



写真 ブキット・ブラウン墓地  
(出所) 2011年11月、筆者撮影。

地である。政府は一九七三年前後にすべての墓地を閉鎖、さらに土地収用法によって多くの墓地を強制収用したが、ブキット・ブラウン墓地は収用から免れていた (Fig 2011: 8-19)。

ひっそりと静まり返ったこの墓地が大きな注目を集めるようになったのは、二〇一一年七月、政府が墓地北西部に道路を建設する、工事は一三年初頭から開始すると発表した直後からである。道路建設によって一〇万基のうち約五〇〇〇基の墓が政府の公共墓地に移転を余儀されるのだが、政府は、これまで多くの墓地の移転に対してほとんど反対がなかったために、計画はスムーズに進むと考えてい

たようである。ところが、予想に反して計画は強烈な反対に直面した。それも埋葬されている故人の遺族よりも、一般の比較的若いシンガポール人が声をあげたのである。移転反対の人々は、墓地にはシンガポールの通りや公園に名を残す有名人が眠っている、さらには、無名ではあってもシンガポールの発展の礎を築いた多くの祖先が眠っている、墓石に刻まれたその一生はシンガポールの歴史そのものであるから、墓地を管理・保存すべきであると主張した。これにネイチャー・ソサイエティが加わり、墓地には絶滅危惧種を含む野鳥が生息し、貴重な樹木も数多く生い茂っているので、この生態系を保護しようとした。反対を唱える人々や団体は週末に墓地ツアーを企画して、多くの人に墓地を案内して自分たちの主張への理解を求めただけでなく、サイトやフェイสบックを活用して賛同者を瞬く間に増やした。これらの団体が共同で開催した二〇一一年一月のシンポジウムには、会場に入りきれない多くの人が、入口近くに長時間立ったままで墓地保存の声をあげ、土地収用法の見直しを政府に求めるなど、熱気溢れるものとなった。

このような広範な反対運動に直面して、政府は運動のリーダーとの異例の対話を開始し、土地収用法の見直しには言及しなかったものの、移転を余儀なくされる墓の詳細な記録を取ること、記録や調査のために予算を付けて、顧

問委員会も立ち上げることを発表した。ただ、数回の対話と委員会の後に、政府は、建設予定の道路の三分の一を陸橋にして一〇〇基ほどの墓は保護するが、工事は予定通り開始すると発表した。運動のリーダーは決定に反発しているが、「合法的な」決定を覆すことは困難で、講演会やセミナーの開催、ドキュメンタリーの作成などの運動は現在でも続いている。<sup>＊2</sup>

### 治安維持法への異議申し立て

二〇一二年六月、治安維持法で拘束された経験を持つ二元弁護士などが野外集会を開いて、これまで拘束された多くの「危険分子」の容疑の再審査と治安維持法の廃止を、集まった約一〇〇人の市民に訴えた (ST, 2012, 6, 3)。治安維持法見直しを求める市民集会の開催は、初めてのことである。この元弁護士は、八七年の「マルクス主義的国家転覆計画」にかかわったとして拘束された活動家の一人で、釈放までの約二年間の体験をまとめた本 (Teo, 2010) をマレーシアで出版し、また二〇一一年総選挙でも野党集会で演説するなどして話題になっていた。

治安維持法は植民地時代にイギリスが「反英分子」を取り締まるために特別警察に与えた特権を起源としている。PAP 政府は独立後もこの法を廃止せず、一九六六年に逮捕された「共産主義者」の一人は二四年間にもわたって拘

束され続けた。これまで治安維持法で逮捕・拘束された人数を政府は発表してこなかったが、二〇一一年一月、野党議員からの質問に答えて、「(マレーシア連邦時代の)六三年から九〇年までに逮捕された数は二四六〇人、うち拘束されたのは一〇四五人である」(Singam 2013: 88,90)とを国会で明らかにした。それ以降では、「イスラム過激派」と疑われた四三人が逮捕されている。

だが政府は、「国家の安全と治安を守る最後の手段として、治安維持法を破棄するつもりはない」(ST 2011.9.30)と明言した。ただ、シンガポール同様に治安維持法を堅持してきたマレーシアが、二〇一一年九月に廃止を宣言したため、シンガポール国内でも今後は同法の必要性についての議論が高まると思われる。

### 大陸移民への異議申し立て——「カレーの日」

二〇一一年八月二一日、六〇八万人が参加した「カレーの日」が祝われた(ST 2012.8.23)。シンガポールのカレーはその多民族性を反映して、マレー風、インド風、独自にアレンジした中華風と多様であるが、多民族国家らしい食文化を祝おうと、自宅やレストラン、学校などで多くの国民がカレーを食べた。

そのきっかけは、中国からの新移民一家が、隣のインド系住民一家のカレーのにおいが耐えられないという苦情

を、公団管理事務所を持ち込み、事務所は、「新移民の華人一家が不在のときにだけ、インド系一家はカレーを作る」という仲裁をした。これが小さく新聞に報じられると、外国人の大量流入への反発が高まっていた時期だけに、ネットを通して瞬く間に広まり、外国人とくに中国大陸からの新移民はシンガポールの文化を尊重しないという不満を高めた。不満を持った一部の有志が「カレーの日」を提案、この日のカレーは国民の連帯の象徴となったのである。

中国からの移民への反発は、その後も相次いだ事件によってますます高まった。二〇一二年二月、シンガポール国立大学で学ぶ中国人留学生が、不快な思いをさせられた中年シンガポール男性を「犬」と自身のブログで侮辱したことが広まり、ネット上に中国からの移民に対する不満や抗議が大量に書き込まれた。大学は留学生の奨学金を停止し、さらに罰金と社会奉仕を命じた(『聯合早報』二〇一二年三月二七日)。翌五月には、深夜に泥酔した若い中国人実業家が運転する高級車が信号待ちのタクシーに衝突、実業家およびタクシーの運転手とその乗客が死亡した(ST 2012.5.13)。衝突の様子は近くの別のタクシーのカメラに偶然映っていて、その映像がネット上で公開され、アクセスが殺到した。これによってますますシンガポールの習慣や法律を尊重しない大陸からの移民という不満が広がったのである。

国民の七五%が華人で、祖先は大陸中国からの移民だったにもかかわらず、このように大陸からの新移民に対する不満が強いのは、数が多いことに加えて、英語教育を受けて育った若い層にとって、中国はすでに外国であるにもかかわらず、移民のなかにはシンガポールを「小さな親戚国」のように見るだけでなく、シンガポール華人が華語をうまく話せないことを嘲笑する者もいるからと言われている。外国人の急増が国民の連帯を促すという予期せぬ副産物をもたらしただけでなく、この運動をきっかけにシンガポール人を定義しようという大きな議論がわき上がっている。

## おわりに

ジェンダーの主流化を掲げたAWARE、外国人家事労働者の法的保護を求めたTWC2の活動に、政府は「協力」し、政策を変更させた。それは二つのNGOの活動が政府にとってもメリットがあったからである。しかし、土地収用法や治安維持法見直しは、統治の根幹にかかわるだけに、政府が譲歩することは難しいだろう。

また、政策研究所の調査が示しているように、シンガポール人の多くははまだ保守的で大きな変革を求めている。総選挙で国民が選択した野党は、労働者党という「穏

健」な野党であった。労働者党委員長は、「いつも与党と正面からぶつかればよい野党になると考えている人もいる。でも、それは正しい方向ではない。もし与党の決定に合理性と必要性があれば、それがどんなに不人気な政策でも私たちは反対しない」と、PAPとも政策によっては協力する柔軟な姿勢をみせ、一九九〇年代から着実に支持基盤を広げてきた。多くの国民は、このように政策重視で現実的な労働者党なら、PAPのこれまでの政策を大きく変えることはないと考えて、支持していると言えよう。

それでも、抑圧的な政策に真っ向から反対を掲げる人々の登場、さらに大量の外国人移民の流入が熾烈な競争いや不動産の高騰といった諸問題をもたらした一方で、「カレーの日」という国民の連帯を求める「下からの」運動を生み出したことは、着実に市民社会が広がっていることを示唆している。

### ●注

- \* 1 AWARE会長 (二〇〇〇～〇一年度) 会長 Dana Lam-Teo、同副会長 Tisa Ng への筆者インタビュー (二〇〇一年一月二十九日)。
- \* 2 保存を訴えるサイトは、<http://bukitbrown.com/main/>。
- \* 3 労働者党委員長 Sylvia Lim への筆者インタビュー (二〇〇八年二月一二日)。

●参考文献

- 田村慶子 (二〇〇二) 「シンガポールのミドルクラス創出と政治家意識」服部民生・船津鶴代・鳥居高『アジア中間層の生成と特質』アジア経済研究所、一〇五―一三二頁。
- 田村慶子 (二〇〇四) 「シンガポールにおけるジェンターの主流化とNGO—メトリックラシーの厚い壁」田村慶子・織田由紀子編『東南アジアのNGOとジェンター』明石書店、一七―一四八頁。
- 田村慶子 (二〇〇八) 「東南アジアの国際移住労働とジェンター」高原明生・田村慶子・佐藤幸人編『現代アジア研究—越境』慶應義塾大学出版会、二四三―二六八頁。
- 田村慶子 (二〇一三) 「民主化に向かうシンガポール—二〇一一年総選挙と活発化する市民社会」『国際問題』六二五号、四五―五六頁。
- Ge, John & Elaine Ho (eds.) (2006) *Dignity Overdue*. Singapore: Select Publishing.
- Singam, Constance (2013) *Where I Was: A Memoir from the Margins*. Singapore: Select Publishing.
- Tan, Kenneth Paul (ed.) (2007) *Renaissance Singapore?: Economy, Culture and Politics*. Singapore: National University of Singapore Press.
- Tan, Kevin Y. L. & Terence Lee (ed.) (2011) *Voting in Change: Politics of Singapore's General Election*. Singapore: Ethos Books.
- Tan, Tarn How et al. (2011) *Survey on Political Traits and Media Use*. Singapore: Institute of Policy Studies.

- Tan Kevin Y.L. (2011) *The Death of Cemeteries in Singapore*. Tan (ed.), *Spaces of the Dead: A Case from the Living*. Singapore: Singapore Heritage Society.
- Teo, Soh Lung (2010) *Beyond the Blue Gate: Recollections of a Political Prisoner*. Selangor: Strategic Information and Research Development Centre.
- Yao, Souchou (2007) *Singapore: The State and the Culture of Excess*. London and New York: Routledge.
- AWARENNESS, Vol.1, May 1993, Vol.2 May 1995.
- Asiaweek, December 13, 1996.
- Singapore Yearbook of Statistics. (各年版)

●著者紹介●

- ①氏名……田村慶子(たむら・けいこ)。
- ②所属・職名……北九州市立大学大学院社会システム研究科・教授。
- ③出身地……福井県。
- ④専門分野・地域……国際関係論、東南アジア地域研究(特にマレーシア、シンガポールの政治と社会)、ジェンダー研究。
- ⑤学歴……津田塾大学社会学部国際関係学科(国際関係学)、津田塾大学大学院国際関係学研究所博士前期課程(国際関係学)、九州大学大学院法学研究科博士後期課程(国際政治学)、博士(法学)。
- ⑥職歴……九州大学法学部助手(二年間)、下関市立大学経済学部専任講師・助教授(五年間)。
- ⑦現地滞在経歴……シンガポール(八ヶ月間、留学生)、マレーシア(五ヶ月間、留学生)、シンガポール(九ヶ月間、客員研究員)。一九九〇年代以降は、主に東南アジア諸国で毎年一週間から三週間の現地調査を行う。
- ⑧研究方法……文献資料調査、フィールド調査に基づく実証研究。
- ⑨所属学会……アジア政経学会、日本国際政治学会、東南アジア学会、Association of Borderlands Studies、日本マレーシア学会。
- ⑩研究上の画期……シンガポール留学時代の友人たちとの議論(そして友情)と、東南アジアのあちこちを歩き回って得た「現地感覚」が、現在でも私の研究の原動力になっている。
- ⑪推薦図書……Constance Singam, Where I was: A Memoir from the Margins, Singapore: Select Books, 2013. ケララ(インド)出身で、一九七〇年代から現在までジャーナリスト、市民運動活動家、フェミニストとして活動を続けるシンガポール人女性コンスタンス・シンガムの自叙伝。